

滋賀県地域日本語教育推進センター 設置要綱

（設置）

第1条 地域日本語教育関係者との連携を図り、滋賀県内の地域日本語教育推進に関する施策を総合的かつ円滑に推進することを目的として、滋賀県総合企画部国際課に滋賀県地域日本語教育推進センター（以下「センター」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 センターの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）地域日本語教育の推進に関する相談・支援事業
- （2）地域日本語教育人材の確保・育成に関する事業
- （3）地域日本語教育関係者の連携に関する事業
- （4）地域日本語教育に関する調査・分析事業
- （5）その他地域日本語教育推進について必要な事項に関すること

（センター長等の設置）

第3条 センターにセンター長、副センター長および総括コーディネーターを置く。

- 2 センター長は、総合企画部国際課長をもって充てる。
- 3 副センター長は、総合企画部国際課多文化共生係長をもって充てる。
- 4 総括コーディネーターは、総合企画部国際課の職員のうちからセンター長が定める者をもって充てる。

（センター長等の職務）

第4条 センター長は、センターの事務を統括する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長が不在の時はその職務を代行する。
- 3 総括コーディネーターは、所掌事務を担当する。

（庶務）

第5条 センターの業務に係る庶務は、総合企画部国際課多文化共生係において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、センター長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。